湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

１　目的

ふるさと納税制度による湯前町への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光ＰＲ、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

２　協力事業者の要件

次の（１）から（５）の要件に全て適合していること、又は（６）に適合していること。ただし、本町及び中間業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

（１）各種法、規則、条例等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。

（２）町税等（湯前町税条例（昭和29年条例第20号）第3条）の滞納がないこと。

（３）本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が町内にある企業または個人事業所であること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（５）電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

（６）その他、総務省の通知に適合する事業者であること。

３　募集する商品（お礼品）

（１）次のアからオの条件を全て満たしている商品等であること、又はカを満たしている商品等であること。

ア　湯前町の魅力が体感できる商品や本町のPRにつながる要素を持った商品であること。

イ　町内で生産、製造、加工されているもの、又は町内の原材料を使用しているもの、若しくは本町と関係性が深いもの、いずれかに該当していること。

ウ　品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。

エ　飲食物の場合は、出荷後５日程度の賞味期限が保障されるもの。

オ　協力事業者が提供するお礼品の価格は、寄附金額の3割以内（税・梱包代込み、送料別）で町と協議し設定すること。なお消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって税額等に変動が生じた場合は、別途協議の上変更するものとする。

カ　その他、総務省の通知に適合する商品であること。

（２）お礼品の価格区分

|  |  |
| --- | --- |
| 寄附金額 | お礼品の価格（送料別） |
| ５千円以上 | １，５００円以下（税・梱包代込み） |
| １万円以上 | ３，０００円以下（税・梱包代込み） |
| １万５千円以上 | 　４，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ２万円以上 | 　６，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ２万５千円以上 | 　７，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ３万円以上 | ９，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ３万５千円以上 | １０，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ４万円以上 | １２，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ４万５千円以上 | １３，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ５万円以上 | １５，０００円以下（税・梱包代込み） |
| 　５万５千円以上 | １６，５００円以下（税・梱包代込み） |
| 　６万円以上 | １８，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ６万５千円以上 | １９，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ７万円以上 | ２１，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ７万５千円以上 | ２２，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ８万円以上 | ２４，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ８万５千円以上 | ２５，５００円以下（税・梱包代込み） |
| ９万円以上 | ２７，０００円以下（税・梱包代込み） |
| ９万５千円以上 | ２８，５００円以下（税・梱包代込み） |
| １０万円以上 | ３０，０００円以下（税・梱包代込み） |
| １５万円以上 | ４５，０００円以下（税・梱包代込み） |

４　協力事業者の留意事項

　　お礼品が採択された場合、協力事業者は次の事項に関して責任を持って履行しなければなりません。

（１）個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び湯前町個人情報保護条例（平成15年3月20日条例第8号）の規定に準拠し、適切に管理してください。寄附者の個人情報は、お礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

（２）中間業者及び湯前町への報告

　 次の各号に該当すると判明した場合には、直ちに中間業者（下記に記載）及び湯前町に報告してください。

　　ア　お礼品の仕様等（価格も含む）を変更する場合

　　イ　お礼品の提供を辞退する場合

　　ウ　お礼品の提供が遅延又は提供できなくなる場合

　　エ　お礼品の品質又は配送過程での事故等のトラブルが生じた場合

　　オ　下記（３）の対応が生じた場合

（３）苦情への対応

　　お礼品の品質等に関する寄附者からの苦情等に真摯に対応し、解決に努めるものとし、苦情内容については中間業者へ報告するものとします。また、お礼品等の補償やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。

５　協力事業者のメリット

（１）町とふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などが無償で掲載されます。

（２）ふるさと納税パンフレット等においてお礼品の画像、商品名、事業者名などが無償で掲載されます。

（３）お礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

（４）お礼品発送時に必要な資材の一部（専用包装紙、ステッカー）や同封用の町パンフレットは、町が提供します。

 **【事業イメージ】**

配送業者

ふるさと納税者

（寄附者）

　　　　　　　　　　　　　　　　④お礼品発送

　　　　　 ①寄附・お礼品の選択　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 ③集荷

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　（ 配送業者が伺います）

湯前町及び

中間業者

協力事業者

②お礼品準備依頼

　　　　　　　　　　　　　　⑤商品代金支払い

６　中間業者

　　効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を中間業者として指定しております。　　　　　※見直し等で中間業者が変更になる事があります。

【中間業者】

　●「さとふる」の返礼品

　株式会社さとふる

　　住　所：東京都中央区京橋２-２-１　京橋エドグラン１３Ｆ

　　TEL：０３－６２６２－７４１５

Mail：contact@satofull.co.jp

●「チョイス」「楽天」の返礼品

　株式会社サイバーレコード

　住　所：熊本市中央区平成３丁目２３-３０　４F

　TEL：０９６－２８８－１０２２

　Mail：support.yunomae@cyber-records.co.jp

７　申込期間

　　常時申込みを受け付けています。

８　申込方法

湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者応募用紙（別記第１号様式）、暴力団排除に関する誓約書（別記第２号様式）に記入・押印いただき、本町へご提出ください。

９　協力事業者の選考方法

　　本要領に定める応募要件に基づき、申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。決定後は、湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者登録完了通知書（様式第３号）を送付いたします。

１０　その他留意事項

町は、登録された協力事業者が本要領２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取消すことがあります。